

[基盤整備等の在り方検討WG（第2回）]

事業者ヒアリング資料

2019/8/7

株式会社オプテージ



この度は弊社にヒアリングの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。
本日は以下の4点について説明させていただきます。

	ご説明事項	ページ
①	FTTHエリア展開に向けた弊社の取り組み	P2-7
②	基礎的電気通信役務に関する規律の在り方	P8-10
③	ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合の確保すべき品質・水準	P11-12
④	交付金制度の在り方	P13-16

① FTTHエリア展開に向けた 弊社の取り組み

・ **固定・移動系通信分野**においては、**弊社を含めた様々なプレイヤーが互いに競争**することで**料金の低廉化やサービスの多様化を実現**

固定系通信分野 (FTTH)

移動系通信分野 (MVNO)

弊社は**自己設置設備事業者**としてNTT西や他の設備事業者と**設備競争**

弊社は**MVNO事業者**としてMNOや他事業者と**サービス競争**

(これまで)
弊社の
取り組み

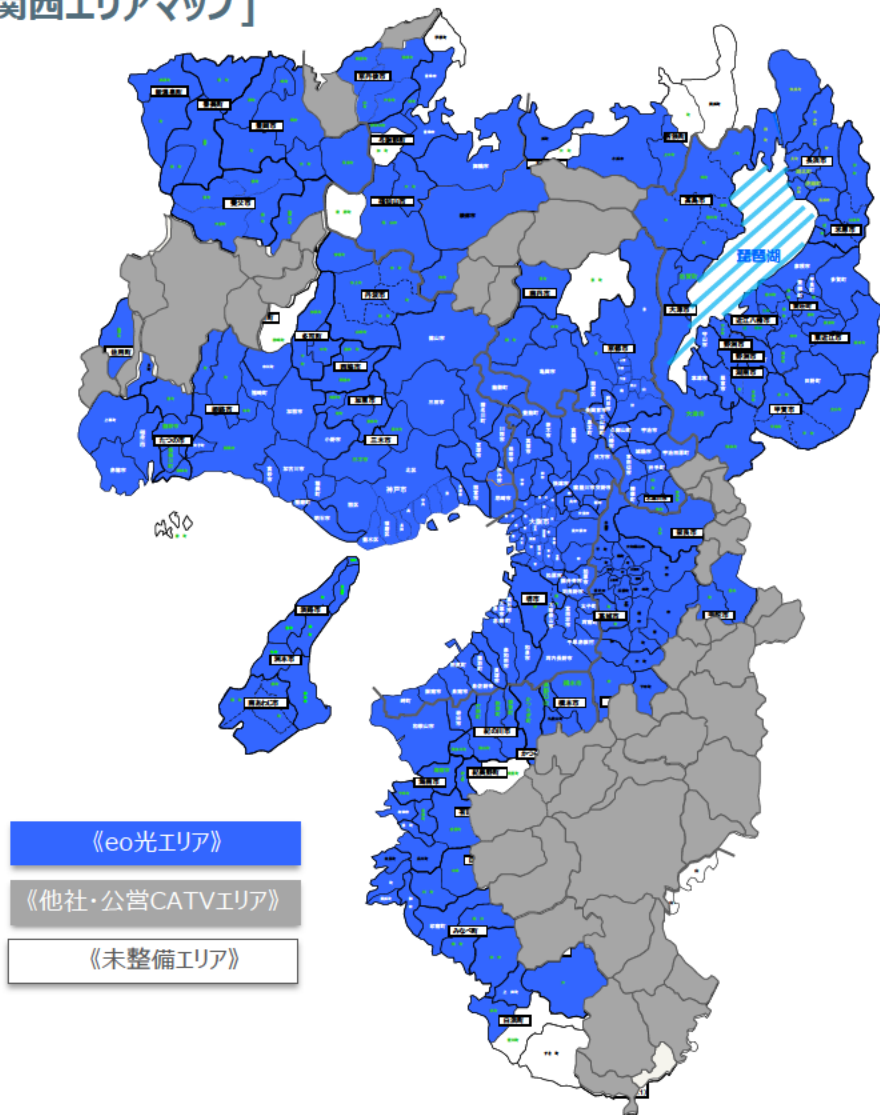
- **戸建向け全国初の1Gbps**対応サービス (2005年)
 - 他社に先駆け、**料金の大幅値下げ**断行
- | | |
|---------|--------------------------|
| 100Mbps | : 月額6,000円⇒4,667円(2004年) |
| 1Gbps | : 月額8,286円⇒4,953円(2012年) |
- 関西における競争をリード、普及促進**に寄与

- **L2接続で全国初のマルチキャリア**対応 (2015年)
 - **多様な料金プラン、独自サービス**の展開
- | | |
|-------|---------------------|
| 料金プラン | : 超低容量～大容量のプランを提供 |
| サービス | : パケットシェア、パケットギフト 等 |
- 独自戦略により普及促進**に寄与

現状の
振り返り

競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化を実現
ICTの発展に大きく貢献すると共に、利用者利便の向上にも寄与

[関西エリアマップ]



- eo光というブランド名でFTTHサービスを近畿2府4県と福井県の一部で提供
- 世帯カバー率は約**95%**
- 事業性の確保が困難なエリアについては、自治体と連携等を行い、また補助金等も活用しつつ、エリア拡大する方針
- 設備競争を展開してきたことで、関西では滋賀県、京都府をはじめ全国的にみて高いレベルでFTTHが普及

注1) 上記は非公表の概略マップ（エリア内であっても一部サービス未提供地域あり）

注2) お客様向けには、より詳細のエリア検索システムを提供

- ・民設民営方式により、自治体と連携し更なるFTTHエリア展開に取り組み中
- ・自治体の一部費用負担と利用者からの料金負担により採算性を確保

府県名	実績自治体数	自治体名
兵庫県	18自治体	豊岡市、 <u>多可町</u> 、猪名川町、たつの市、加西市、宝塚市、三木市、新温泉町、赤穂市、香美町、市川町、 <u>加東市</u> 、 <u>養父市</u> 、三田市、小野市、 <u>南あわじ市</u> 、神戸市、淡路市
京都府	4自治体	舞鶴市、亀岡市、宇治田原町、 <u>福知山市</u>
和歌山県	5自治体	美浜町、印南町、かつらぎ町、白浜町、田辺市
滋賀県	1自治体	高島市
福井県	1自治体	<u>高浜町</u>
合計	29自治体	

下線あり：公営ケーブルテレビからの移行事業対象

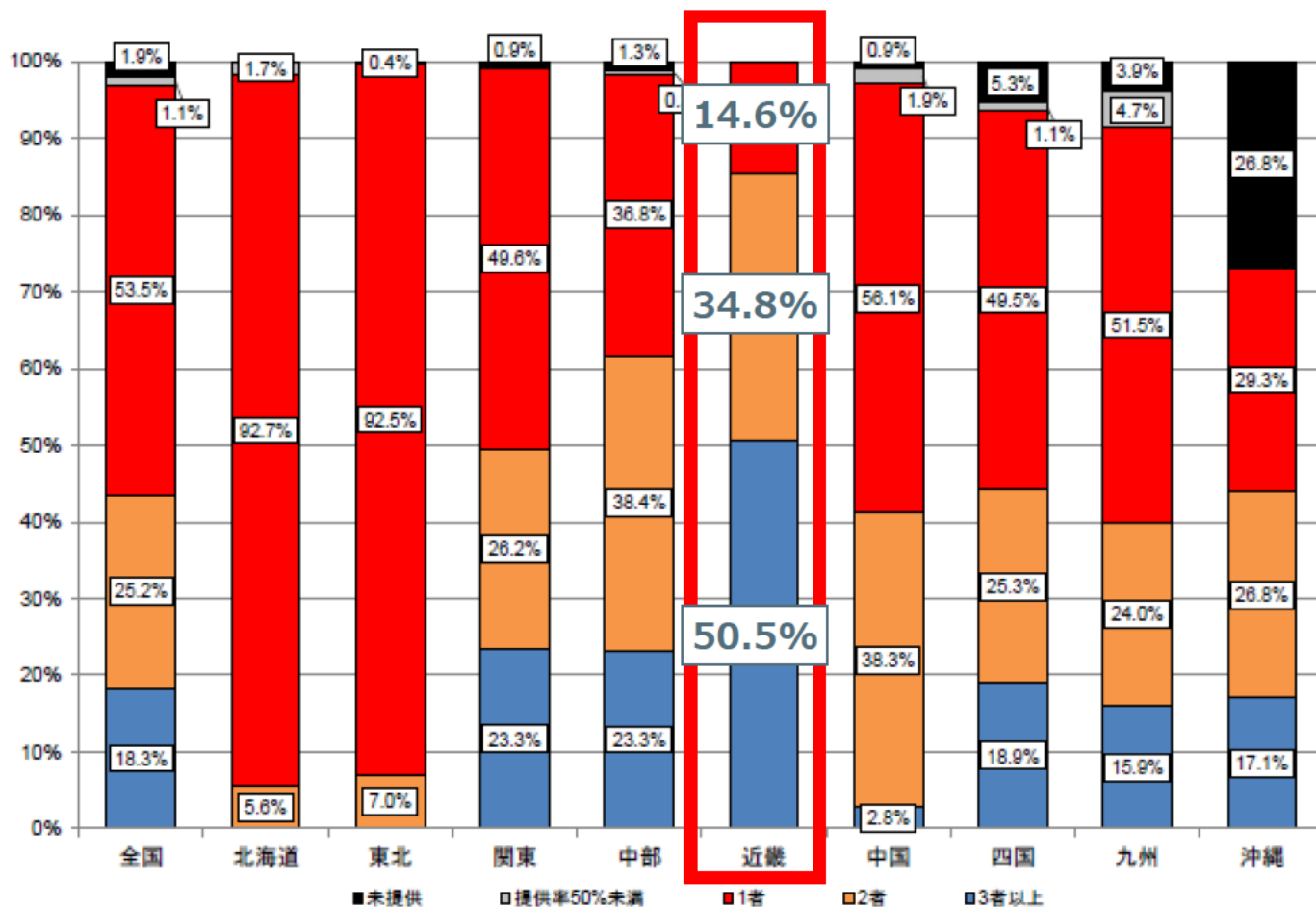
関西圏で「民設民営方式」の実績は **29自治体**

<電気通信市場分野における市場検証（平成30年度）年次レポート（案）「設備競争及びサービス競争の状況」の抜粋>

地域別の設備競争の状況をみると（略）近畿においては、**NTT西日本のほかにオプテージ^{*1}、地域のCATV事業者等が積極的に設備整備**を行っているため、**50.5%が「3者以上」**となっている

【図表II-12】設備整備事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別）

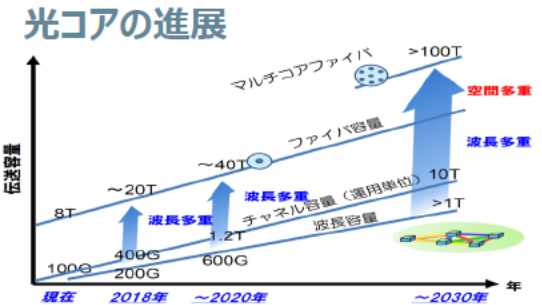
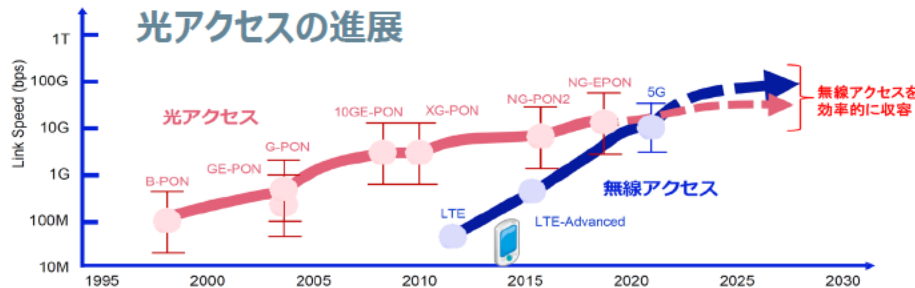
^{*1} 19年4月1日付で商号を変更したため、原文では「ケイ・オプティコム」



- 2030年はあらゆるものがつながっている世界で、通信インフラの重要性は更に高まる
- この世界を支える光ファイバ網においては、一層の高度化・信頼度向上が求められる

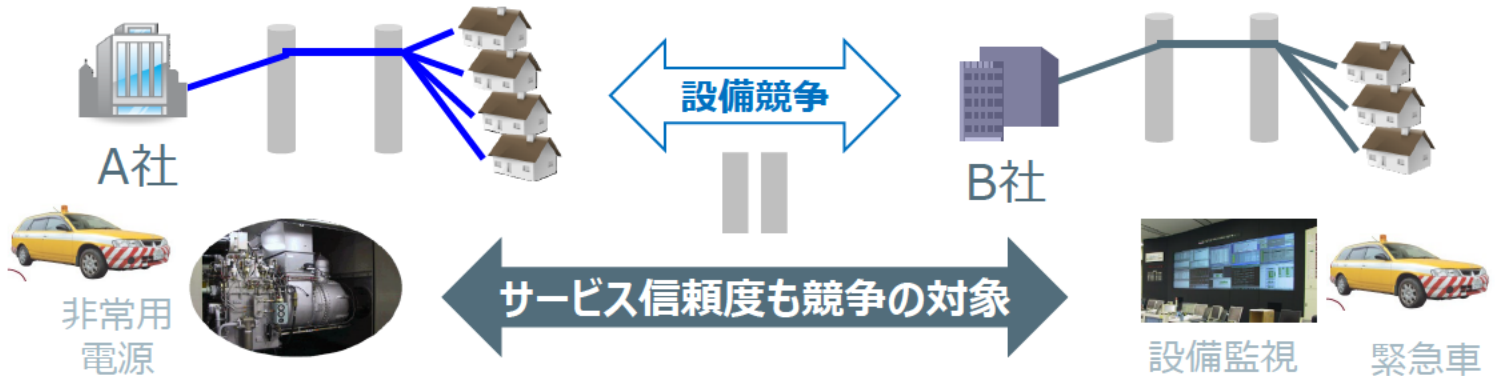
高度化競争

急増するトラフィックへの対応として、**光アクセス・光コアの高度化は喫緊の課題**であり
今後も引き続き**競争の対象**



出典：総務省「将来のネットワークインフラに関する研究会報告書」

信頼度向上競争



複数事業者の設備があることでネットワークダイバーシティも同時に確保

光ファイバ網に対する期待に応えるためにも事業者間の設備競争を促進していくことが必要

② 基礎的電気通信役務に関する 規律の在り方

将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付ける場合の、弊社の基本的な考え

地域の設備競争による
エリア整備状況

将来にわたる
設備競争の必要性

基本的な考え

競争環境に影響を与えないことが極めて重要

基礎的電気通信役務に関する規律の在り方

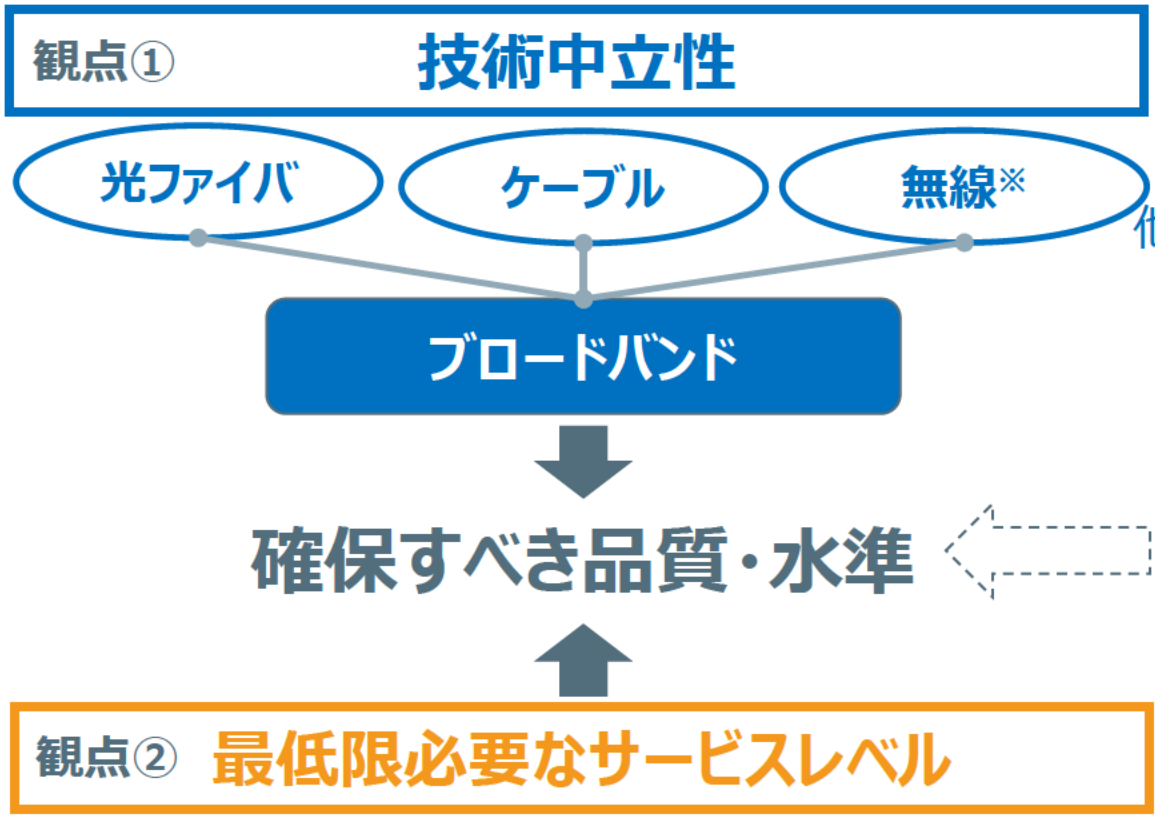
- ブロードバンドサービスに対して、**現行の基礎的電気通信役務と同等の規律を適用**することは、**事業者の業務負荷増や自由で多様な事業展開への影響が懸念されるため、緩和が必要**
- 他方、**一定の技術基準**を設けることは、**利用者利益の確保に有効**

規律内容		方向性	考え方	(参考) 適格電気通信 事業者への適用
契約約款に係る義務	契約約款の 事前届出義務	緩和	<p>[現行規律の適用による懸念]</p>	現行規律相当の適用は必要
	約款外での 役務提供の禁止			
	契約約款の 公表義務			
会計整理義務			現行規律は緩和が必要	
技術基準適合維持義務		維持	利用者利益の確保の観点から 一定の技術基準を設けることは有効 (現ブロードバンドの技術基準相当を念頭)	

**③ブロードバンドサービスを
基礎的電気通信役務として位置づける場合の
確保すべき品質・水準**

品質・水準について

- ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務と位置付ける場合、**技術中立性**や**最低限必要なサービスレベル**の観点から、**確保すべき品質・水準を定めることが適当**
- また、諸外国の品質基準をベンチマークとすることも有効



諸外国の品質基準

(参考) 諸外国のユニバーサルサービス制度におけるブロードバンドサービスの品質基準 9

	米 国	英 国	カナダ	韓 国	E U
BBのユニバ該当性	△ (法令上指定可能なだが実例なし。(2019年1月現在) BBサービス提供をユニバ基金受領の要件化)	○ (2018年のユニバ命令改定により対象に追加) ⇒2019年6月にBT(ハル市以外の全国)及びKCOM(ハル市)を提供事業者へ指定。	○ (2019年より対象予定)	○ (2020年に施行予定の改正電気通信事業法施行令に基づき対象とする予定)	○ (2018年の欧州電子通信法典で追加。加盟国は2020年12月までに国内法化が必要)
伝送速度	原則、下り25Mbps以上、上り3Mbps以上 ^(*)	下り10Mbps以上、上り1Mbps以上	下り50Mbps以上、上り10Mbps以上		(未定)
遅延特性	VoIPを提供可能な水準(原則、100ms以下) ^(**)	エンドユーザが有効に音声通話可能な水準			(詳細な基準は、2020年6月までに開始されるBEREC(欧州電子通信規制者団体)の調査を踏まえつつ、加盟国が自国の状況に応じて個別に規定。)
料金等	都市部における同等のサービスの料金と比較して合理的に同等な料金(都市部料金調査に基づくベンチマークを公告)	単一小売料金(月額45ポンド以下)	(規定なし)	(未定)	(対象となるBBサービスの詳細は、科学技術情報通信部長官が別途定める。)
その他	^(*) 具体的な要件は、造オークション開始時のFCC公告にて規定。2018年2月に開始されたCAF IIオークションにおける規定は次のパターン別に加算評価。 (伝送速度:下り/上り) ①10Mbps/1Mbps ②25Mbps/3Mbps ③100Mbps/20Mbps ④10Gbps/500Mbps (遅延特性) ①100ms以内 ②750ms以内 また、実効伝送速度の計測手法を規定。	^(**) 【他の提供条件】 (提供技術) FTTR、VDSL、4G等 (データ通信容量) 100GB/月以上 (コンテンツ利用率) 50%以下 【提供対象】 上記仕様を満たすBBに、良心的な料金でアクセスできない世帯・事業所 ・利用者が申請してから1年以内に、公的資金を活用した施策によって同サービスが利用できない世帯・事業所	【基金規模】 2019年予算で、総額7.5億カナダドルのBB基金の設立を予定。 【普及目標】 2021年までに90%、2026年までに95%、2030年までに100%	【加盟国共通の基準】 e-mail、検索エンジン、インターネットバンキング等の一定のサービスを利用できる水準であることが求められる。 (なお、詳細は2019年5月時点で未発表。))	

出典：2019/6/25 基盤整備等の在り方検討WG(第1回) 資料基1-1

※1 例) 無線を用いた固定ブロードバンドサービスも登場

④ 交付金制度の在り方

交付金制度の支援対象・要件

支援対象となるエリア

- ・事業者が1社しか存在しない地域に限定することが適当

事業者が複数存在するエリアで一つの事業者が交付金対象となると競争環境を歪めかねない

他方、複数事業者を交付金対象とすると社会的コストが増大



支援対象

未展開エリアについては補助金等に加え事業者による創意・工夫で持続可能なサービスを開始することが原則と史料

支援対象となる主体

- ・能率的な経営をもってしても、サービス提供の継続が困難な事業者に限定することが適当

交付金の補填割合

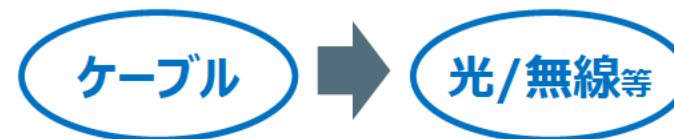
- ・交付金による補填割合を高める場合、それに合わせて国民負担が増大することとなるため、慎重な議論が必要ではないか

事業主体や技術の見直し余地の検討

例) 事業主体見直しによる運営費の減



例) 提供技術見直しによる維持費の減



適格電気通信事業者への規律

👍 規律案その1

適切な品質・料金で
サービス提供しているか
の確認

👍 規律案その2

能率的な経営の下
適切原価となっているか
の確認

負担金を拠出すべき事業者

- ・イコールフットイングの観点から自己設置事業者だけでなく、**接続事業者**や**卸利用事業者等****ブロードバンドサービスを提供する幅広い事業者**が拠出するのが望ましい

負担金の算定方法

- ・**事業者間の公平性の観点、利用者への説明の容易さの観点**から、現行の「電気通信番号単価をベースとする」考え方と同様に、「**契約数**」に応じて**負担金を算定**することが望ましい

利用者への転嫁

- ・**ユニバーサルサービスの趣旨を鑑み、負担は広くお願い**することが望ましい

その他課題

- ・**競争環境に影響がないか等、継続的な市場状況の確認が必要**



OPTAGE
What's next?